

報道関係者各位

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため  
不特定多数が利用する市の施設については一般利用を休止します**

習志野市内の以下の施設の一般利用を休止します。

一般利用休止期間は、2月29日(土)から3月15日(日)となります。

なお、休止期間を延長する場合には、3月12日(木)までにお知らせします。

また、中止期間中における使用料等をすでに納入している場合は、返金等に対応します。

**【休止となる市の施設一覧（※印は、すでに休止中）】**

	休止する施設	所管課	連絡先
1	サンロード津田沼(5F・6F会議室等)	契約検査課	047-453-9200
2	谷津コミュニティセンター	協働政策課	047-453-9301
3	東習志野コミュニティセンター		
4	市民プラザ大久保		
5	実籾コミュニティホール		
6	市民協働インフォメーションルーム		
7	サンロード津田沼5F研修室		
8	消費生活センター	市民広聴課	047-453-7372
9	市民相談室(各種相談含む)		
10	芙蓉園 ※	高齢者支援課	047-453-9225
11	さくらの家 ※		
12	いずみの家	社会福祉課	047-453-7375
13	海浜霊園(休憩室)		
14	ふじさきふれあいセンター	健康支援課	047-453-2961
15	東習志野8丁目会館		
16	谷津干潟自然観察センター	公園緑地課	047-453-9297
17	谷津バラ園		



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

## 習志野市

18	リサイクルプラザ	クリーン推進課	047-451-1793
19	芝園清掃工場(一般ごみの持ち込み)		
20	習志野市子どもセンター(鷺沼)	子育て支援課	047-453-9203
21	きらっ子ルームやつ		
22	きらっ子ルームおおくぼ		
23	東習志野子ども園子どもセンター		
24	杉の子子ども園子どもセンター	子ども保育課	047-453-7364
25	袖ヶ浦子ども園子どもセンター		
26	新習志野子ども園子どもセンター		
27	鹿野山少年自然の家		
28	菊田公民館	鹿野山少年自然の家	0439-37-2197
29	中央公民館	菊田公民館	047-452-7711
30	屋敷公民館	中央公民館	047-476-3213
31	実花公民館	屋敷公民館	047-475-4354
32	袖ヶ浦公民館	実花公民館	047-477-8899
33	谷津公民館	袖ヶ浦公民館	047-451-6776
34	新習志野公民館	谷津公民館	047-452-1509
35	中央図書館	新習志野公民館	047-453-3400
36	東習志野図書館	中央図書館	047-475-3213
37	新習志野図書館	東習志野図書館	047-473-2011
38	藤崎図書館	新習志野図書館	047-453-3399
39	谷津図書館	藤崎図書館	047-475-3330
40	文化ホール	谷津図書館	047-471-2072
41	プラッツ習志野(市民ホール、パークゴルフ場含む)	社会教育課 文化ホール	047-453-9382
42	ゆうゆう館		
43	あづま子ども会館		
44	藤崎青年館		
45	旧大沢家住宅		
46	旧鴫田家住宅		
47	富士吉田青年の家		
		富士吉田青年の家	0555-23-6853



48	東部体育館(トレーニング室等含む)	生涯スポーツ課	047-453-7378
49	袖ヶ浦体育館(改修工事中) ※		
50	第一カッター球場(秋津野球場)		
51	第一カッターフィールド(秋津サッカー場)		
52	芝園フットサル場		
53	袖ヶ浦少年サッカー場		
54	秋津公園多目的広場		
55	茜浜近隣公園		
56	袖ヶ浦テニスコート		
57	秋津テニスコート		
58	実籾テニスコート		
59	芝園テニスコート		
60	茜浜パークゴルフ場		

学校開放事業(土・日・祝)による小学校のグラウンド・体育館の使用は併せて中止します。

## 【会議・イベント等の中止・延期についての方針】

習志野市の会議・イベント等の中止・延期の判断を以下のとおりとします。  
なお、国や千葉県からの指示があった場合はこの限りではありません。

### 1. 市が主催(共催)の会議・イベント等について

#### 中止にすべきもの

#### (1) 重症化しやすい人のみを対象とした会議・イベント等

※重症化しやすい人

- ・高齢者(例:長寿会や高齢者を対象にした体操教室など)
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある人や透析を受けている人
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
- ・妊婦

(例:症例等を限定したセミナーなど)

#### (2) 感染症対策等必要なものは除く消防職員等、救急救命に従事する者が主な参加者となる会議・イベント等(例:救命講習や消防訓練、従事者のみの会合など)



## 習志野市

- (3) 不特定多数の参加者が見込まれ、一時的にスタッフを含む多くの人が滞留する等、会場管理が困難な会議・イベント等(例:〇〇フェスティバル、〇〇まつりなど)
- (4) 不特定の人が 2m の範囲内で対面する会議・イベント等(スポーツイベント等での観客席、会場の出入口等での滞留や、会食、バス等での移動を含む)
- (5) 不特定多数の人が参加する屋内で開催される会議・イベント等

### 以下の実施条件に注意して慎重に検討すべきもの

- (6) (1)～(5)に該当しない会議・イベント等  
例:参加者が特定された学校行事や式典など

#### 【実施条件】

- ① 可能な限り、入口での体調チェック(目視、聞取り等)を実施する。
- ② 体調が悪い人や重症化しやすい人には参加の自粛を促す。
- ③ スタッフを含む参加者にはマスクの着用を促し、咳エチケットを徹底する。
- ④ 会場の入口にアルコール消毒液を設置し、使用を促す。
- ⑤ 室内での会議・イベント等については、密閉空間が続かないよう、こまめに換気を行う。対面で会話するものについては、飛沫感染のリスク軽減のための工夫をする。
- ⑥ 会議・イベント等の入退場について、多くの人が滞留しないよう配慮する。

### 2. 市が後援する会議・イベント等について

この方針を遵守していただけるよう、依頼します。

### 3. 民間・関係団体が実施する会議・イベント等について

この方針を周知します。

令和2年2月21日 決定(ver.1)

令和2年2月25日 更新(ver.2)

令和2年2月28日 更新(ver.3)

#### 問合せ先

##### 【利用休止に関する問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
(健康福祉部健康支援課内)

担当 はなわ 埜 久子(主幹)

電話 047-453-2922

##### 【施設に関する問い合わせ】

各施設 (表に記載の所管課・連絡先)